令和８年（フ）第７８７号
川崎市宮前区東有馬４丁目５番14―203号
債務者　木原　京子
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第２８５号
岐阜県関市池尻913番地３　あすなろ荘、前住所岐阜県関市小瀬南２丁目３番104号
債務者　本田　　昇
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第４６号
静岡県掛川市下俣南２丁目23番５号　松浦アパート503
債務者　小畑　静雄
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

令和８年（フ）第６１号
三重県度会郡大紀町阿曽1857番地６
債務者　大西　宗光
1　決定年月日時　令和８年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
津地方裁判所松阪支部

令和８年（フ）第６２号
三重県松阪市川井町561―１　アクアナーシング川井町、住民票上の住所三重県伊勢市吹上２丁目７番35号　レジデンス吹上201号室
債務者　犬飼　　透
1　決定年月日時　令和８年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
津地方裁判所松阪支部

令和８年（フ）第２６３号
香川県高松市中央町19番５―802号　ダイアパレス中央町
債務者　中村　　薫
1　決定年月日時　令和８年10月５日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第１２８２号
福岡市中央区鳥飼１丁目３番46―103号　インペリアル大濠南
債務者　山下紗也加
1　決定年月日時　令和８年10月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１３８４号
福岡県糟屋郡志免町東公園台２丁目21番６号
債務者　柚木　将裕
1　決定年月日時　令和８年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１５６０号
福岡市中央区荒戸１丁目５番13―203号　ルピナス大濠
債務者　杉原　　望（旧姓有吉）
1　決定年月日時　令和８年10月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１６２８号
福岡市中央区那の川２丁目11番21―206号　サンエステ平尾
債務者　清崎　　登
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１６３７号
福岡県糸島市高田五丁目２番10―203号
債務者　柏　　信敏
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１６６３号
福岡県糟屋郡粕屋町内橋東１丁目３番17号　ヴェルディ坪見Ａ棟　203号
債務者　壹岐　彩花
1　決定年月日時　令和８年10月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１６７０号
福岡市博多区東那珂１丁目12番20―305号　ハイツＴ５
債務者　埜口　亜紀
1　決定年月日時　令和８年10月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１６７１号
福岡市城南区七隈７丁目34番24―207号　オレンジビル
債務者　中村　照美
1　決定年月日時　令和８年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１７０９号
福岡市西区内浜１丁目15番35―303号　エバメゾン姪浜
債務者　小川　七月
1　決定年月日時　令和８年10月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１７３４号
福岡県糟屋郡粕屋町大字柚須66番地１　三愛シティライフ箱崎15　206号
債務者　香田　亜美
1　決定年月日時　令和８年10月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１７６４号
福岡県宗像市自由ヶ丘４丁目11番地６
債務者　佐藤　　晋
1　決定年月日時　令和８年10月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部